

# 楽天ぐるなび得トク祭特約

## 第1条（本特約の適用）

- 「楽天ぐるなび得トク祭特約」（以下「本特約」という）は、本特約に同意したうえで本サービス（第3条に定義する。本条において以下同じ）の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「契約者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間に適用される。
- 本サービスについては本特約に定めのない事項については、掲載サービス約款（以下「原約款」という）及びぐるなびネット予約利用条件（販促プラン契約者向け）（以下「原約款」とあわせて「原約款等」という）が適用されるものとする。なお、本特約の定めと原約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本特約の定めが優先して適用される。

## 第2条（契約の成立）

- 契約者は、本条件の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書等（以下「申込書等」という）を当社に提出することにより、本サービスの利用申込を行う。
- 当社は、契約者より前項で定める方法により本サービスの利用申込があった後に当社所定の審査を行うものとし、当社が申込を承諾した時点で本サービスにかかる契約（以下「本契約」という）が成立する。
- 契約者は、本サービスの申込後は申込の撤回を行うことができず、申込後は利用料金（第5条に定義する。本特約において以下同じ）の全額を支払う義務を負う。

## 第3条（本サービス）

- 当社は、本サービスとして、以下に定めるサービスを提供する。なお、本サービスの利用に際し、契約者は本サービスの対象店舗（以下「対象店舗」という）を指定するものとする。
  - ベーシックプランを契約している契約者限定サービス  
当社が期間を区切って実施するキャンペーン（以下各キャンペーンを総称して「本キャンペーン」という）の対象店舗検索結果一覧ページ（以下「本ページ」という）の上位箇所に契約者の飲食店情報を表示する。
  - ライトプランを契約している契約者限定サービス  
本サービスの購入により本キャンペーンの参加資格を得るものとし、本ページの本サービスを購入していないベーシックプラン契約者よりも、本ページの上位箇所に契約者の飲食店情報を表示する。
  - 販促パッケージ A を契約している契約者限定サービス  
第1号及び第2号に定めるサービスを購入した契約者よりも本ページの上位箇所に契約者の飲食店情報を表示する。
- 当社は、対象店舗が以下に掲げる事項をすべて満たしていることを本サービス提供の条件とする。
  - 対象店舗がぐるなびのレストラン掲載サービスを利用していること。
  - 対象店舗がネット予約サービスを利用していること。
  - 対象店舗がネット予約サービスにおいて、コース予約の設定を行い、これを受け付けていること。
  - 対象店舗が来店ポイントの付与の設定を行っていること。
- 本サービスの詳細については営業資料等において定めたとおりとする。

## 第4条（表示期間）

- 本サービスは、1か月単位又は別途当社が指定した期間を単位として購入することができる。その場合、契約者の飲食店情報の表示期間（以下「表示期

間」という）は営業資料で定めた期間とする。

- 表示期間が1か月に満たない場合であっても、日割り計算は行わず、当社は利用料金の減額又は返金は行わない。また、この場合、当社は契約者に生じた損害、逸失利益等を補填しないものとする。
- 本契約期間中に契約者が前条第2項及び営業資料に記載された購入条件又は第3条第2項に定める提供条件を満たさなくなったことにより、本サービスの提供がなされなくなったときであっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わず、契約者は、当社に利用料金を支払う義務を負う。

## 第5条（本サービスの利用料金及び支払い）

- 本サービスの利用料金（以下「利用料金」という）は、申込書等に記載のとおりとする。
- 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とする。
- 契約者は、月毎の利用料金を掲載月の翌月の末日までにそれぞれ当社に支払うものとする。

## 第6条（契約期間）

本契約の期間は、本契約の成立日から利用料金の支払いが完了する日までとする。

## 第7条（本サービスの停止）

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者へ事前に通知のうえ、本サービスの内容を変更し、または、本サービスの正常な提供を行うのに必要な期間、本サービスの提供を一時的に停止することができる。ただし、緊急に本サービスの提供を停止する必要性が高いと判断した場合等、事前通知が困難な場合には、契約者への事後の通知をもってこれに替えることができる。

- 本システムの定期保守、点検、もしくは更新を行う場合、またはこれらを緊急に行う必要がある場合
- 通常のウイルス対策では防止のできないウイルスによる被害、火災、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合
- 突発的な本システムの故障等が発生した場合
- その他不測の事態の発生により、本サービスの提供が困難もしくは不可能な場合

## 第8条（表示の停止）

- 契約者が各種テーマに合致しない又は契約者の情報がユーザーに誤解を生じさせる表示であることが判明した場合、
- 当社は、契約者が本特約及び原約款等に違反した場合は、当社の判断で表示を停止することができるものとする。
- 前2項に該当した場合であっても、当社は利用料金の変更、減額又は返金は行わず、契約者は、当社に利用料金を支払う義務を負う。

以上

制定日 2026年3月10日